

自動車税・環境性能割の廃止

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

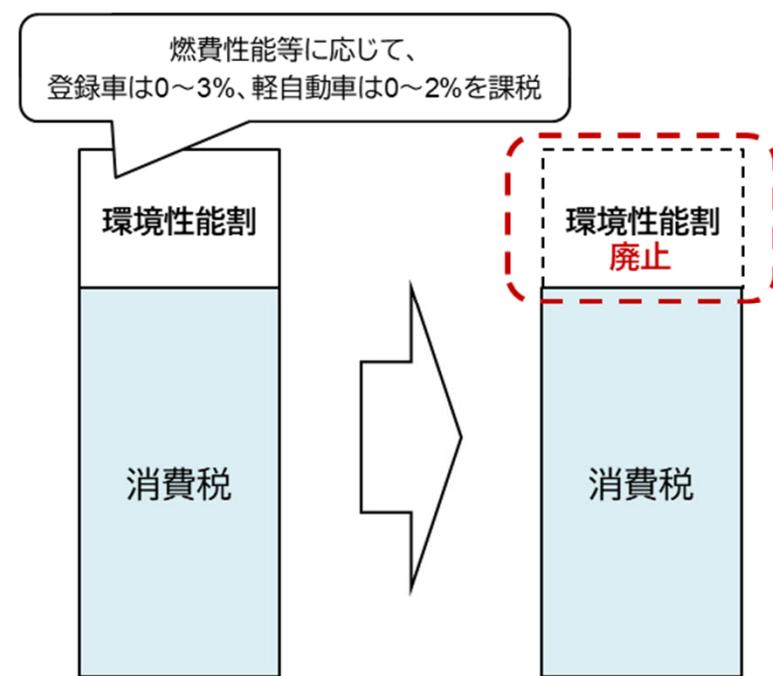
米国関税措置が自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車の取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割が廃止される。

2. 内容

【改正前】

2025年4月1日 ～2026年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
2030年度基準 95%達成		
2030年度基準 85%達成	1%	非課税
2030年度基準 80%達成		
2030年度基準 75%達成	2%	1%
上記以外	3%	2%

【改正後】



<改正のポイント>

3. 適用時期

2026(令和8)年3月31日をもって廃止される。

4. 影響

一部自動車の取得時における負担は軽減となるが、他方、大綱に「地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する」との記載があるため、引き続き今後の動向を注視する必要がある。